|  |
| --- |
| 長久手市農業委員会の委員（農業委員）募 集 ・ 推 薦 要 項 |

１　募集の内容

　　⑴　募集人数

　　　　８人

　　　　※　法令により、認定農業者等が農業委員の一定の割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者を１人以上含めること、年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない等の規定があります。

　　⑵　任期

　　　　令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間

　　⑶　身分

　　　　長久手市の特別職非常勤職員

　　⑷　報酬

　　　　月額　２０，０００円

２　主な業務内容

　　⑴　農業委員会総会における農地の権利移動の認可及び農地転用の審議並びにこれらに関連する現地調査

　　⑵　長久手市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と連携し、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動、指針の作成等

３　推薦を受ける者及び応募する者の資格

　　農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

　　⑴　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　⑵　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

４　応募の方法

　　所定の申込書に必要事項を記入し、持参又は郵送により長久手市建設部みどりの推進課（農業委員会担当）に提出してくさい。

　　⑴　申込書様式

　　　ア　個人による推薦　　　　　　　様式１

　　　イ　法人、団体等による推薦　　　様式２

　　　ウ　個人よる応募　　　　　　　　様式３

　　⑵　添付書類

　　　　推薦を受ける者または応募する者の住民票

　　　　（発行後３か月以内のもので、本籍が記載されているもの）

　　⑶　受付期間

　　　　**令和７年１０月１４日（火）から令和７年１１月１４日（金）まで**

　　　　※　持参される場合の受付時間は平日午前８時３０分から午後５時１５分までとなります。土曜、日曜日及び祝日は市役所閉庁のため受付できません。

　　　　 ※　郵送の場合は、締切日必着です。

　　　　※　申込み状況によっては、受付期間を延長する場合があります。

　　⑷　募集・推薦要項及び申込書の入手方法

　　　　長久手市ホームページからダウンロードできるほか、長久手市建設部みどりの推進課（市役所３階２２番窓口）でもお渡しします。

５　選任の方法

　　長久手市農業委員の委員等候補者評価委員会において、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、市へ結果を報告します。その結果を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで農業委員を選任します。

　　なお、選任結果については推薦をする者並びに推薦を受ける者又は応募する者の全員に文書で通知します。

６　注意事項

　　⑴　提出された申込書等は、返却しませんのであらかじめご承知おきください。

　　⑵　申込書に記載された内容について確認するため、必要に応じて関係機関に調査を行うことがあります。

　　⑶　推薦及び応募等の係る経費は、全て各自の負担となります。

７　情報の公表

　　法令に基づき、受付期間の中間（１１月上旬頃）及び終了後（１１月下旬頃）に申込者等に関する以下の情報を公開します。

　　⑴　推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

　　⑵　推薦をする者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等

　　⑶　推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

　　⑷　推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者又はそれに準ずる者であるか否かの別

　　⑸　推薦又は応募の理由

　　⑹　推薦をする者が当該推薦を受ける者を別途募集する推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が推進委員に応募しているか否かの別

８　申込書の提出先及び問合せ先

　　〒４８０－１１９６

　　長久手市岩作城の内６０番地１

　　長久手市建設部みどりの推進課農政係（農業委員会担当）　【市役所本庁舎３階】

　　電話　０５６１－５６－０６２０（ダイヤルイン）